

令和3年1月4日

住宅瑕疵担保履行法に基づく届出における押印について

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成20年国土交通省令第10号）の一部改正に伴い、令和3年1月1日より各届出書等の押印が不要になりました。。
改正された様式は以下のとおりです（建設業における届出のみ）。

- ・ 第1号様式（届出書）
- ・ 第1号の2様式（一覧表）
- ・ 第2号様式（住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書）
- ・ 第3号様式（住宅建設瑕疵担保保証金について他の債権者に先立って弁済を受ける権利を有することについての確認申請書）
- ・ 第4号様式（住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書）
- ・ 第5号様式（住宅建設瑕疵担保保証金の保管替え等についての届出書）
- ・ 第6号様式（住宅建設瑕疵担保保証金の取戻しについての承認申請書）

なお、申請者欄等に「印」の表記のある旧様式による申請書等及びすでに押印されている申請書等も受付いたしますので、書類を再作成いただく必要はありません。

担当
都市整備局 市街地建築部
建設業課 履行法担当
03-5321-1111 内線 30-686